

令和元年9月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和元年9月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和元年9月26日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
8月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第31号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第32号 長浜市幼稚園給食費の一部負担に関する要綱の制定について

議案第33号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

議案第34号 学校運営協議会委員の任命について

日程第5 協議・報告事項

(1) 教育課程特例校指定の廃止について

(2) 長浜市保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について

(3) 長浜市保育料徴収規則の一部改正について

(4) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正について

(5) 長浜市保育所規則の一部改正について

(6) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱の制定について

(7) 長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

(8) 長浜市木之本小学校及び杉野小学校の統合並びに木之本中学校及び杉野中学校の統合に係る制服等購入費補助金交付要綱の制定について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和元年10月教育委員会定例会開催日程 10月23日(水) 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第31号

件 名：長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

第1 提出理由

令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、「施設型給付費等支給認定申請書」が「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改められたため、本規則の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

「施設型給付費等支給認定申請書」の文言を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改める。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和元年9月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「施設型給付費等支給認定申請書および」を「子どものための教育・保育給付認定申請書及び」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則

新	旧
<p>(利用の手続)</p> <p>第7条 保護者が幼児に幼稚園を利用させようとするときは、<u>教育委員会</u>に対し、<u>子どものための教育・保育給付認定申請書</u>及び<u>幼稚園・保育所・認定こども園利用申込書</u>を提出しなければならない。</p>	<p>(利用の手続)</p> <p>第7条 保護者が幼児に幼稚園を利用させようとするときは、<u>教育委員会</u>に対し、<u>施設型給付費等支給認定申請書</u>および<u>幼稚園・保育所・認定こども園利用申込書</u>を提出しなければならない。</p>

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第32号

件 名：長浜市幼稚園給食費の一部負担に関する要綱の制定について

第1 提出理由

令和元年10月からの国における住民税非課税世帯の副食費無償化、及び市単独多子世帯負担軽減施策による副食費の第2子半額、第3子無償化を行うことにあたり、幼稚園の給食を提供する長浜市学校給食会に対し負担金を支払うことを規定するもの。

第2 要点

市単独多子世帯負担軽減施策による副食費の第2子半額、第3子無償化について規定する。

国及び市による副食費の無償化について、無償化分を長浜市学校給食会へ支払うことを規定する。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市幼稚園給食費の一部負担に関する要綱の制定について

長浜市幼稚園給食費の一部負担に関する要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和元年9月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市幼稚園給食費の一部負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯における経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、市が幼稚園在園児童の給食費の一部を負担することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担額)

第2条 給食費における副食費の額は別途教育長が定めるものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を市が負担する。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。（以下同じ。））が2人以上いる世帯において、特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども（長浜市に住所を有する者に限る） 副食費の2分の1の額

(2) 特定被監護者等が2人以上いる世帯において、特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども（長浜市に住所を有する者に限る） 副食費の全額

(給食会への支払)

第3条 前条各号に規定する負担額及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに規定する者の副食費の額は、市が毎月学校給食会からの請求に基づき支払うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第33号

件 名：長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

第1 提出理由

令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に伴い、市内の幼稚園給食における副食費の一部を市が負担することから「長浜市立学校給食センター規則」中に学校給食会がこの負担金を収入するための新たな文言を追加する必要性が生じるため。

第2 要点

本来、保護者の納付すべき学校給食費について、法令等により市が給食費の全部又は一部を負担する場合は、学校給食会が学校給食費として負担金を収入することができる旨を、第16条（学校給食費）の第3項として新たに追加する。

【参考：改正前】

（学校給食費）

第16条 学校給食に係る負担金（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者の負担すべき経費をいう。以下「学校給食費」という。）の額は、長浜市学校給食運営委員会への諮問を経て教育長が定める。

2 学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒及び幼稚園児の保護者その他学校給食を受ける者が納付しなければならない。ただし、別に定める学校給食費補助事業等の適用を受けて、長浜市学校給食会が受領代理を行うときは、保護者に代わって補助金等を収入することができる。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和元年9月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則

長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 3 法令等の規定により、国又は地方公共団体が学校給食費の全部又は一部を負担する場合は、保護者の納付すべき学校給食費として負担金を収入することができる。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する教委規則【新旧対照表】

新	旧
<p>(学校給食費)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法令等の規定により、国又は地方公共団体が学校給食費の全部又は一部を負担する場合は、保護者の納付すべき学校給食費として負担金を収入することができる。</u></p>	<p>(学校給食費)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、委員会の議決を求める。

令和元年9月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

任命（案）

長浜市立湖北中学校 地域住民 石原 宣子

委員の任期は、令和元年9月26日から令和2年3月31日までとする。

追加前

番号	学校名	人数	区分	氏名
8	長浜市立湖北中学校	7	地域住民	浅見 幸則
			地域住民	家倉 和行
			地域住民	松井 傳夫
			地域住民	藤田 順子
			地域住民	速水 馨
			地域住民	松居 弘子
			保護者	北川 崇

追加後

番号	学校名	人数	区分	氏名
8	長浜市立湖北中学校	8	地域住民	浅見 幸則
			地域住民	家倉 和行
			地域住民	松井 傳夫
			地域住民	藤田 順子
			地域住民	速水 馨
			地域住民	松居 弘子
			保護者	北川 崇
			地域住民	石原 宣子

市内小学校及び義務教育学校（前期課程）の教育課程特例校指定
廃止について

令和元年7月29日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局教育課程課から、教育課程特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きの連絡があり、本市では以下の理由により令和元年8月22日に廃止にかかる申請手続きを行いました。

○廃止手続きの理由

別紙Ⅱの3「特に、小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）については、令和2年4月1日より、平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領が実施されることに伴い、過年度において、現行の小学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要である」に該当するため。

○今後の長浜市英語教育について

別紙資料参照

今後の長浜市小学校・教育課程の編成について

別紙資料

(H28年度から) 小学校英語教育・第2ステージの体制構築

特例校申請

小学校英語教育における学級担任の指導力向上の重要性から…

- ・外国人英語指導主事の配置と研修の充実
- ・ALT から JTE(日本人英語講師)への移行

(H30年度まで) 小学校英語科の時間数について

	英語時数(長浜市)	英語時数(全国)	総合時数(長浜市)	総合時数(全国)
1年生	30時間	0時間		
2年生	35時間	0時間		
3年生	55時間	0時間～15時間	35時間	70時間
4年生	55時間	0時間～15時間	35時間	70時間
5年生	70時間	35時間～55時間	35時間	70時間
6年生	70時間	35時間～55時間	35時間	70時間

(H31年度・R元年度) 移行期間

特例校申請継続

	英語時数(長浜市)	英語時数(全国)	総合時数(長浜市)	総合時数(全国)
1年生	30時間	0時間		
2年生	35時間	0時間		
3年生	35時間	15時間	55時間	70時間
4年生	35時間	15時間	55時間	70時間
5年生	70時間	45時間～70時間	35時間～55時間	70時間
6年生	70時間	45時間～70時間	35時間～55時間	70時間

(R2年度～) 新学習指導要領 全面実施後

特例校指定廃止へ

	英語時数(長浜市)	英語時数(全国)	総合時数(長浜市)	総合時数(全国)
1年生	30時間	0時間		
2年生	35時間	0時間		
3年生	35時間	35時間	70時間	70時間
4年生	35時間	35時間	70時間	70時間
5年生	70時間	70時間	70時間	70時間
6年生	70時間	70時間	70時間	70時間

令和2年度からは、全国でも英語が教科化され、長浜市が行う英語の授業数は全国の他地域と同じになる。「教育課程特例校」の指定を継続する必要がなくなったため、令和元年度をもって「教育課程特例校」の指定は発展的解消とする。

ただし、低学年の英語については、長浜市の特徴としてこれまで通りの時間数を行うこととする。



事 務 連 絡
令和元年 7 月 2 9 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程特例校の指定状況に係る調査並びに教育課程特例校の新規指定、
変更又は廃止に係る申請手続について

学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）の指定を令和元年度時点で受けている学校について、指定状況に係る調査を、別紙Ⅰのとおり実施しますので、調査票の提出をお願いします。

併せて、令和2年度における教育課程特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請を、別紙Ⅱのとおり受け付けますので、教育課程特例校の新規指定等を希望する学校がある場合には、申請書等の提出をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いします。

（添付書類）

1. 別紙Ⅰ
2. 別紙Ⅱ

3. 別添 1
4. 別添 2
5. 別添 3
6. (参考) 関係法令
7. (参考) 教育課程特例校制度実施要項 (平成30年 9月11日)
8. 【様式 A】 指定状況に係る調査票 (管理機関用)
9. 【様式 B】 指定状況に係る調査票 (都道府県等集約用)
10. 【様式 1】 指定申請書
11. 【様式 2】 変更申請書
12. 【様式 3】 廃止申請書
13. 【様式 4 (本体・別紙)】 申請に係る詳細
14. 【参考様式】 同意書
15. (記載例) 【様式 4 (本体・別紙)】
16. 都道府県・指定都市番号一覧
17. 送付する書類一覧

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係 (高田, 宮田, 上前)

電話 03-5253-4111 (内線2367)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyokyo@mext.go.jp

Ⅱ. 令和2年度における新規指定・変更・廃止に係る申請

1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

2 新規指定について

新たに教育課程特例校の指定を受け、特別の教育課程編成を実施したい場合は、文部科学省の承認を受ける必要があること。

3 変更又は廃止について

指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止（取組期間の終了に伴う廃止も含む。）する必要があるときは、文部科学省の承認を受ける必要があること。特に、小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）については、令和2年4月1日より、平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）が実施されることに伴い、過年度において、現行の小学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要であること。

別紙Ⅰにより実施する指定状況調査の結果、教育課程の特例の必要が認められない場合は、後日、文部科学省から廃止に係る申請書等の提出を依頼する予定であること。

4 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類：別添2のとおり

(2) 提出期限：令和元年8月31日（土）

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

(E-mail) kyokyo@mext.go.jp

(4) 提出方法：郵送及び電子メール

※提出までの流れは別添3を参照すること。

※郵送で提出する書類は以下のとおり。

様式1・様式2・様式3・学校の同意書（押印済のもの）

なお、様式4は郵送での提出は不要である。

※封筒に「教育課程特例校指定等申請書在中」と朱書すること。

※電子メールで提出する書類は以下のとおり。

様式1・様式2・様式3・学校の同意書（押印済のものをPDF化すること）・様式4（エクセルファイル形式）

※様式4のタイトルは「（（所在する都道府県市番号、管理機関名【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細）」とすること。

例：「（01〇〇市教育委員会）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」
「（01 学校法人〇〇学園）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」
「（01 北海道教育大学）【様式4（本体・別紙）】申請に係る詳細」

※電子メール件名は「（所在する都道府県市番号、機関名（都道府県市名等）Ⅱ教育課程特例校申請）」とすること。

例：「（01 北海道教育委員会）Ⅱ教育課程特例校申請」
「（01 北海道私立学校担当）Ⅱ教育課程特例校申請」
「（01 北海道教育大学）Ⅱ教育課程特例校申請」

5 学習指導要領の改訂に伴う留意事項

- (1) 小学校等における教育課程については、令和2年4月1日より、新小学校学習指導要領が実施されることに十分留意し、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としないものは、指定の対象とならないこと。また、過年度において、現行の小学校学習指導要領によらない特別の教育課程として指定を受けたものの、新小学校学習指導要領のもとで教育課程の特例を必要としない学校については、廃止の申請が必要であること。例えば、中学年において外国語活動、高学年において外国語科が実施されることに伴い、教育課程特例校で同様の取組を行っている小学校等については、廃止の申請が必要であること。
- (2) 中学校及び義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）における教育課程については、平成29年3月31日に公示された新しい中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成30年4月1日より教育課程の特例を設けていることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。また、令和3年4月1日からの、新中学校学習指導要領の実施を見据えた教育課程編成・実施計画の検討を行うこと。
- (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）における教育課程については、平成30年3月31日に公示された新しい高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）への円滑な移行を図るため、平成31年4月1日より教育課程の特例を設けることに伴い、移行期間中の教育課程の特例の内容に十分留意すること。また、令和4年4月1日からの、新高等学校学習指導要領の実施を見据えた教育課程編成・実施計画の検討を行うこと。

6 その他留意事項

- (1) 「教育課程特例校制度実施要項」（平成30年9月11日改正）の内容を十分に踏まえること。
- (2) 申請は、学校ごとに行うことが原則であること。ただし、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば、市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合、一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には、実際の手続上の便宜を考慮し、複数の学校分をまとめて申請及び書類の作成を行うことができること。
- (3) 申請は、原則、特別の教育課程を実施する予定の前年度に行うこと。
- (4) 学校の統廃合等がある場合、事前に新規及び廃止の申請を行うこと。
- (5) 域内において既に教育課程特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更の申請ではなく、新たに取組を始める学校についての新規の申請を行うこと。
- (6) 取組期間の途中での廃止のみならず、取組期間の終了に伴う廃止の場合であっても、廃止の申請を行うこと。
- (7) 「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が、平成27年6月24日に公布、平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育制度が導入されたことに伴い、小中一貫教育の円滑な実施に必要となる9年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例が創設され、創設された本特例と同等の内容については、設置者の判断で可能となることから、教育課程特例校制度の活用が不要となっていること。なお、義務教育学校等においても、各課程における独自教科等の設置やイマージョン教育など、小中一貫教育の円滑な実施に必要となる9年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲に当てはまらない内容については、教育課程特例校制度の対象であること。
- (8) 審査の結果については、12月下旬を目途に通知することを予定していること。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について

第1 改正理由

令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付に関する規定が追加されたため、本規則の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

題名を「長浜市子ども・子育て支援法施行細則」に改める。
「支給認定」の文言を「教育・保育給付認定」に改める。
子育てのための施設等利用給付に関する規定を加える。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則
 長浜市保育の必要性の認定に関する規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>長浜市子ども・子育て支援法施行細則 第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、<u>子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 子どものための教育・保育給付</p> <p>(保育の必要性の事由)</p> <p>第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 府令第1条の5第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p> <p>(教育・保育給付認定の有効期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第7条 <u>教育・保育給付認定</u>を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、府令第2条第1項に規定する事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(支給認定証の交付)</p> <p>第8条 市は、<u>教育・保育給付認定</u>を行ったときは、法第20条第4項の規定によ</p>	<p><u>長浜市保育の必要性の認定に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、<u>子どものための教育・保育給付の支給認定</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育の必要性の事由)</p> <p>第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 府令第1条第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p> <p>(支給認定の有効期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第7条 <u>支給認定</u>を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、府令第2条第1項に規定する事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(支給認定証の交付)</p> <p>第8条 市は、<u>支給認定</u>を行ったときは、法第20条第4項の規定により、当該支給</p>

新	旧
<p>り、当該<u>教育・保育給付認定</u>に係る保護者に通知するとともに、府令第6条に規定する事項を記載した支給認定証を交付するものとする。</p> <p>2 市は、<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、法第20条第5項の規定により、当該保護者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用者負担額に関する事項の通知)</p> <p>第9条 市は、<u>教育・保育給付認定</u>を行ったときは、当該<u>教育・保育給付認定</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>及び当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の利用者負担額（以下「保育料」という。）に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(現況の届出)</p> <p>第10条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>は、毎年、府令第9条に規定する事項を記載した届書（当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び同条第3項に規定する書類を市に提出しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の届出を受け、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の保育料を変更する必要があると認めるときは、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>及び当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の保育料に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の変更の認定の申請)</p> <p>第11条 法第23条第1項の規定に基づき<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、府令第11条に規定する事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、第1項の規定による申請を受け、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の保育料を変更する必要があると認めるときは、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>及び当</p>	<p><u>認定</u>に係る保護者に通知するとともに、府令第6条に規定する事項を記載した支給認定証を交付するものとする。</p> <p>2 市は、<u>支給認定</u>の申請に係る保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、法第20条第5項の規定により、当該保護者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用者負担額に関する事項の通知)</p> <p>第9条 市は、<u>支給認定</u>を行ったときは、当該<u>支給認定</u>に係る<u>支給認定保護者</u>及び当該<u>支給認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該<u>支給認定保護者</u>の利用者負担額（以下「保育料」という。）に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(現況の届出)</p> <p>第10条 <u>支給認定保護者</u>は、毎年、府令第9条に規定する事項を記載した届書（当該<u>支給認定保護者</u>の小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。）及び同条第3項に規定する書類を市に提出しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の届出を受け、当該<u>支給認定保護者</u>の保育料を変更する必要があると認めるときは、当該<u>支給認定保護者</u>及び当該<u>支給認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の保育料に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(支給認定の変更の認定の申請)</p> <p>第11条 法第23条第1項の規定に基づき<u>支給認定</u>の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、府令第11条に規定する事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、第1項の規定による申請を受け、当該<u>支給認定保護者</u>の保育料を変更する必要があると認めるときは、当該<u>支給認定保護者</u>及び当該<u>支給認定保護者</u>が利</p>

新	旧
<p>該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の保育料に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(市の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続)</p> <p>第12条 市は、法第23条第4項の規定に基づき教育・保育給付認定の変更の認定を行おうとするときは、府令第12条に規定する事項を教育・保育給付認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>(準用等)</p> <p>第13条 第7条第3項から第5項まで、第8条第3項及び第9条の規定は、法第23条第2項又は第4項の規定に基づく教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。</p> <p>2 市は、法第23条第2項又は第4項の規定に基づく教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、支給認定証に府令第6条第4号から第6号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第14条 市は、法第24条第1項の規定に基づき教育・保育給付認定の取消しを行ったときは、府令第14条第1項に規定する事項を教育・保育給付認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。</p> <p>2 前項の教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市に提出されているときは、市は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に府令第14条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第15条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、府令第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更する必要があるときは、速やかに、府令第15条第1項に規定する事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の保育料に関する事項を通知するものとする。</p> <p>(市の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)</p> <p>第12条 市は、法第23条第4項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、府令第12条に規定する事項を支給認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>(準用等)</p> <p>第13条 第7条第3項から第5項まで、第8条第3項及び第9条の規定は、法第23条第2項又は第4項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。</p> <p>2 市は、法第23条第2項又は第4項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行った場合には、支給認定証に府令第6条第4号から第6号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。</p> <p>(支給認定の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第14条 市は、法第24条第1項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、府令第14条第1項に規定する事項を支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。</p> <p>2 前項の支給認定保護者の支給認定証が既に市に提出されているときは、市は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に府令第14条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第15条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、府令第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更する必要があるときは、速やかに、府令第15条第1項に規定する事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(支給認定証の再交付)</p> <p>第16条 市は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、府令第16条第2項に規定する事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3章 子育てのための施設等利用給付</p> <p>(施設等利用給付認定の有効期間)</p> <p>第17条 府令第28条の5の規定により市が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 府令第28条の5第4号口の期間 90日を限度として市が必要と認める期間を経過する日が属する月の月末までの期間</p> <p>(2) 府令第28条の5第6号の期間 市が必要と認める期間</p> <p>(施設等利用費の支給)</p> <p>第18条 施設等利用費は、5月、8月、11月及び2月に、それぞれ当該月の前月10日までに施設等利用給付認定保護者から請求のあった分を支給するものとする。</p> <p>2 前項の請求には、施設からの領収書等施設等利用費の支払を証明する書類及び必要に応じ別に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、教育・保育給付認定に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(支給認定証の再交付)</p> <p>第16条 市は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとする支給認定保護者は、府令第16条第2項に規定する事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、別に定める。</p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育料徴収規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額の国基準額が変更される（3～5歳児及び0～2歳児の非課税世帯は無償となる）ことから、本市の利用者負担額を規定している本規則の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

幼稚園保育料を規定している別表1を削り、保育所保育料を規定している別表第2を別表として改める。別表については、3～5歳児の欄を削り、0～2歳児の非課税世帯の利用者負担額を0円に改める。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市保育料徴収規則の一部を改正する規則
長浜市保育料徴収規則（平成27年規則第37号）の一部を次のように改正する。

新	旧												
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第1項の特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども及び同項第2号に規定する3歳以上保育認定子ども 0円</u></p> <p>(2) <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(市が行う特定教育・保育等の保育料の徴収)</p> <p>第4条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>は、その子どもが市から特定教育・保育等を受けたときは、保育料を毎月末日までに納付しなければならない。ただし、この日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を納付期限とする。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第1項の特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額は、<u>法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ別表第1及び別表第2に定める額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(市が行う特定教育・保育等の保育料の徴収)</p> <p>第4条 <u>支給認定保護者</u>は、その子どもが市から特定教育・保育等を受けたときは、保育料を毎月末日までに納付しなければならない。ただし、この日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を納付期限とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1号認定の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分</th> <th>定義</th> <th>利用者負担額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）による支援給付受給世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村民税均等割のみ課税世帯</td> <td>2,800円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	定義	利用者負担額（月額）	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）による支援給付受給世帯	0円	第2階層	市町村民税非課税世帯	0円		市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800円
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	定義	利用者負担額（月額）											
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）による支援給付受給世帯	0円											
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円											
	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800円											

新	旧																	
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第3階層</td> <td>ひとり親世帯等</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4階層</td> <td rowspan="2">所得割課税世帯</td> <td>市町村民税所得割課税額 77,100円以下</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯等</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>所得割課税世帯</td> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>所得割課税世帯</td> <td>市町村民税所得割課税額 211,201円以上</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定の適用がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>2 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。</p> <p>3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第3階層又は第4階層に認定された場合は、この表の当該階層の下段に掲げる利用者負担額とする。</p> <p>(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯（ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により</p>	第3階層	ひとり親世帯等	0円	第4階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,500円	ひとり親世帯等	1,700円	第5階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	10,500円	第6階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	12,000円
第3階層	ひとり親世帯等	0円																
第4階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,500円															
		ひとり親世帯等	1,700円															
第5階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	10,500円															
第6階層	所得割課税世帯	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	12,000円															

新	旧								
	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）</p> <p>（3） その他の世帯 市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯</p> <p>4 第4階層から第6階層までの世帯であって、令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等が2人以上いる世帯に該当するときは、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが幼稚園又は認定こども園（短時部）を利用している際には、次表の第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>5 この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。</p>	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5	ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円
第1欄	第2欄								
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額								
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5								
ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円								

新	旧												
	<p>6 第3階層の世帯であって、令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等が2人以上いる世帯に該当するときは、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが幼稚園又は認定こども園（短時部）を利用している際には、次表第2欄の額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 小学校就学前子どもの属する世帯が第4階層に認定された場合であって備考3に掲げる世帯に該当するときは、備考4の規定にかかわらず、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが幼稚園又は認定こども園（短時部）を利用している際には、次表の第2欄の額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものについては、申出があった場合、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割を算定する。</p> <p>9 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に</p>	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円
第1欄	第2欄												
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額												
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円												
第1欄	第2欄												
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額												
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円												

新		旧					
		係る市町村民税所得割を算定する。 <u>別表第2（第2条関係）</u> <u>2号認定及び3号認定の場合</u>					
		利用者負担額（月額）（円）					
		保育標準時間			保育短時間		
各月初日の小学校就学前 子どもの属する世帯の階 層区分		0・ 1・2 歳児	3歳児	4・5 歳児	0・ 1・2 歳児	3歳児	4・5 歳児
A	生活保護法（昭和25 年法律第144号）に よる被保護世帯（単 給世帯を含む。）及 び中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支 援に関する法律（平 成6年法律30号）に よる支援給付受給世 帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課 税世帯	3,500	2,500	2,500	3,400	2,400	2,400
	ひとり親世 帯等	0	0	0	0	0	0
C	均等割の額のみ 課税世帯	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300

新		旧						
所得 割 課 税 世 帯	1	ひとり親世 帯等	4,200	2,800	2,800	4,100	2,700	2,700
	C 2	48,600円未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
		ひとり親世 帯等	6,300	4,200	4,200	6,100	4,000	4,000
	D 1	48,600円以上72 ,800円未満	21,500	18,000	18,000	21,100	17,600	17,600
		ひとり親世 帯等	6,400	4,300	4,300	6,300	4,200	4,200
	D 2	72,800円以上97 ,000円未満	27,000	23,000	23,000	26,500	22,600	22,600
		72,800円以 上77,101円 未満でひと り親世帯等	8,100	5,400	5,400	7,900	5,200	5,200
	D 3	97,000円以上13 3,000円未満	34,000	27,000	24,500	33,400	26,500	24,000
	D 4	133,000円以上1 69,000円未満	38,000	29,000	26,000	37,300	28,500	25,500
	D 5	169,000円以上2 11,200円未満	45,500	31,000	27,000	44,700	30,400	26,500
	D 6	211,200円以上3 01,000円未満	52,500	32,500	28,500	51,600	31,900	28,000
	D 7	301,000円以上3 97,000円未満	61,000	33,500	29,000	59,900	32,900	28,500
	D	397,000円以上	71,000	34,500	29,500	69,700	33,900	28,900

新	旧
	<p>8</p> <p>備考</p> <p>1 所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定の適用がないものとして計算した同法第202条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>2 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。</p> <p>3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B階層から市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に認定された場合は、この表の、それぞれの階層の下段に掲げる利用者負担額とする。</p> <p>(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で身元児童を扶養しているものの世帯（ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）</p>

新	旧														
	<p>(3) その他の世帯 市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯</p> <p>4 C1～D8階層までの世帯であって、令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等が2人以上いる世帯に該当するときは、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表の第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>5 この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。</p> <p>6 B階層の世帯であって、令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等が2人以上いる世帯に該当するときは、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表の第2欄の額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5	ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円
第1欄	第2欄														
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額														
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5														
ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円														
第1欄	第2欄														
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額														
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円														

新	旧						
	<p>7 小学校就学前子どもの属する世帯がC 1階層から市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に認定された場合であって備考3に掲げる世帯に該当するときは、備考4の規定にかかわらず、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表の第2欄の額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td style="text-align: center;">利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 婚姻によらないで母又は父となった者であって、既に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものについては、申出があった場合、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割を算定する。</p> <p>9 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割を算定する。</p>	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円
第1欄	第2欄						
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額						
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円						

新				
別表（第2条関係）				
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）（円）		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）による支援給付受給世帯	0	0	
	B	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1	ひとり親世帯等	0	0	
	均等割の額のみ課税世帯	9,800	9,600	
C 2	ひとり親世帯等	4,200	4,100	
	48,600円未満	14,000	13,700	
D 1	ひとり親世帯等	6,300	6,100	
	48,600円以上72,800円未満	21,500	21,100	
D 2	ひとり親世帯等	6,400	6,300	
	72,800円以上97,000円未満	27,000	26,500	
所得割課税世帯	72,800円以上77,101円未満でひとり親世帯等	8,100	7,900	
	D 3	97,000円以上133,000円未満	34,000	33,400
	D 4	133,000円以上169,000円未満	38,000	37,300
	D 5	169,000円以上211,200円未満	45,500	44,700
	D 6	211,200円以上301,000円未満	52,500	51,600
	D 7	301,000円以上397,000円未満	61,000	59,900

新

D 8

397,000円以上

71,000

69,700

旧

新	旧
<p>備考</p> <p>1 所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定の適用が異なるものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>2 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。</p> <p>3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B階層から市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に認定された場合は、この表の、それぞれの階層の下段に掲げる利用者負担額とする。</p> <p>(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯（ただし、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）</p> <p>(3) その他の世帯 市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2</p>	

新	旧														
<p>項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯</p> <p>4 C1～D8階層までの世帯であって、令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等が2人以上いる世帯に該当するときは、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表の第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>5 この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。</p> <p>6 小学校就学前子どもの属する世帯がC1階層から市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に認定された場合であって備考3に掲げる世帯に該当するときは、備考4の規定にかかわらず、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表の第2欄の額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども</td> <td>利用者負担額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5	ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円	第1欄	第2欄	ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額	イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円	
第1欄	第2欄														
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額														
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども	利用者負担額に定める額×0.5														
ウ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども	0円														
第1欄	第2欄														
ア 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に1人目の子ども	利用者負担額に定める額														
イ 令第14条の2第1項の規定による特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子ども	0円														

新	旧
<p>7 <u>婚姻によらないで母又は父となった者であつて、既に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものについては、中出があつた場合、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割を算定する。</u></p> <p>8 <u>教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなした上で特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割を算定する。</u></p>	

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、令和元年10月1日より施行されることに伴い、保育料とは区別して実費徴収となる副食費の金額を規則に明記するとともに、副食費の市単独多子世帯負担軽減施策により第2子半額、第3子無償化とする規定を設けるため、本規則の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

副食費の第2子半額、第3子無償の規定を追加する。

別表第1に副食費の金額を明記する。

別表第2の認定こども園短時部における従前の副食費減免の規定を一部削除する。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則（平成21年規則第16号）の一部を次のように改正する。

新	旧																								
<p>(給食)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 前項で定める副食費の2分の1の額</p> <p>(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども 0円</p> <p>(給食費の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給食費の減免を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、認定こども園給食費免除（減額）申請書（様式第1号）を別表第2に規定する減免の範囲に応じて定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>給食費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時部3歳児</td> <td>月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）</td> <td>4月及び8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>短時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）</td> <td>8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>長時部3歳児</td> <td>月額500円（主食費）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢	給食費	備考	短時部3歳児	月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）	4月及び8月は除く。	短時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）	8月は除く。	長時部3歳児	月額500円（主食費）		<p>(給食)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給食費の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給食費の減免を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、認定こども園給食費免除（減額）申請書（様式第1号）を別表第2に規定する減免の範囲に応じて、それぞれ当該範囲に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>給食費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時部3歳児</td> <td>月額3,500円（主食費500円を含む。）</td> <td>4月及び8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>短時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額3,800円（主食費800円を含む。）</td> <td>8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>長時部3歳児</td> <td>月額500円</td> <td>主食費として</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	給食費	備考	短時部3歳児	月額3,500円（主食費500円を含む。）	4月及び8月は除く。	短時部4歳児及び5歳児	月額3,800円（主食費800円を含む。）	8月は除く。	長時部3歳児	月額500円	主食費として
年齢	給食費	備考																							
短時部3歳児	月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）	4月及び8月は除く。																							
短時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）	8月は除く。																							
長時部3歳児	月額500円（主食費）																								
年齢	給食費	備考																							
短時部3歳児	月額3,500円（主食費500円を含む。）	4月及び8月は除く。																							
短時部4歳児及び5歳児	月額3,800円（主食費800円を含む。）	8月は除く。																							
長時部3歳児	月額500円	主食費として																							

新	旧																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td></td> <td>月額4,500円（副食費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>減免額</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長が特別の事情があると認める世帯</td> <td>市長が必要と認めた額</td> <td>認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市長が必要と認める書類</td> </tr> </tbody> </table>		月額4,500円（副食費）		長時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）		減免の範囲	減免額	添付書類	市長が特別の事情があると認める世帯	市長が必要と認めた額	認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市長が必要と認める書類	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>長時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額800円</td> <td>主食費として</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>減免額</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による要保護世帯</td> <td>全額（主食費を除く。）</td> <td>福祉事務所長の証明書</td> </tr> <tr> <td>当該年度の税額控除前の市民税が非課税となる世帯</td> <td>全額（主食費を除く。）</td> <td>認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市民税非課税証明書又は市民税課税証明書若しくは市民税納税通知書</td> </tr> <tr> <td>当該年度の税額控除前の市民税が均等割のみ課税されている世帯</td> <td>半額（主食費を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他市長が特別の事情があると認める世帯</td> <td>市長が必要と認めた額</td> <td>市長が必要と認める書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 税額控除とは、住宅借入金等特別控除のことをいう。</p>	長時部4歳児及び5歳児	月額800円	主食費として	減免の範囲	減免額	添付書類	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による要保護世帯	全額（主食費を除く。）	福祉事務所長の証明書	当該年度の税額控除前の市民税が非課税となる世帯	全額（主食費を除く。）	認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市民税非課税証明書又は市民税課税証明書若しくは市民税納税通知書	当該年度の税額控除前の市民税が均等割のみ課税されている世帯	半額（主食費を除く。）		その他市長が特別の事情があると認める世帯	市長が必要と認めた額	市長が必要と認める書類
	月額4,500円（副食費）																														
長時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）																														
減免の範囲	減免額	添付書類																													
市長が特別の事情があると認める世帯	市長が必要と認めた額	認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市長が必要と認める書類																													
長時部4歳児及び5歳児	月額800円	主食費として																													
減免の範囲	減免額	添付書類																													
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による要保護世帯	全額（主食費を除く。）	福祉事務所長の証明書																													
当該年度の税額控除前の市民税が非課税となる世帯	全額（主食費を除く。）	認定こども園給食費減免措置に関する調書（様式第2号）及び市民税非課税証明書又は市民税課税証明書若しくは市民税納税通知書																													
当該年度の税額控除前の市民税が均等割のみ課税されている世帯	半額（主食費を除く。）																														
その他市長が特別の事情があると認める世帯	市長が必要と認めた額	市長が必要と認める書類																													

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育所規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、令和元年10月1日より施行されることに伴い、保育料とは区別して実費徴収となる副食費の金額を規則に明記するとともに、副食費の市単独多子世帯負担軽減施策により第2子半額、第3子無償化とする規定を設けるため、本規則の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

附則第5項の表に副食費の金額を明記

副食費の第2子半額、第3子無償の規定を追加する。

附則第7項中「長浜市認定こども園の管理運営に関する規則」を「長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則」に改める。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市保育所規則の一部を改正する規則

長浜市保育所規則（平成18年規則第79号）の一部を次のように改正する。

新			旧																						
<p>附 則 1～4 (略) (給食費に係る経過措置) 5 次の表に掲げる保育所においては、当分の間、入所児童の年齢に応じて、同表に掲げる額の給食費を徴収するものとする。</p>			<p>附 則 1～4 (略) (給食費に係る経過措置) 5 次の表に掲げる保育所においては、当分の間、<u>主食費に相当する額として</u>入所児童の年齢に応じて、同表に掲げる額の給食費を徴収するものとする。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保育所名</th> <th colspan="2">給食費の額</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児及び5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td rowspan="3">500円（主食費） 4,500円（副食費）</td> <td rowspan="3">800円（主食費） 4,500円（副食費）</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> </tr> <tr> <td>長浜市立一麦保育園</td> </tr> </tbody> </table>			保育所名	給食費の額		3歳児	4歳児及び5歳児	長浜市立北保育園	500円（主食費） 4,500円（副食費）	800円（主食費） 4,500円（副食費）	長浜市立さくらんぼ保育園	長浜市立一麦保育園	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保育所名</th> <th colspan="2">給食費の額</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児及び5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td rowspan="3">500円</td> <td rowspan="3">800円</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> </tr> <tr> <td>長浜市立一麦保育園</td> </tr> </tbody> </table>			保育所名	給食費の額		3歳児	4歳児及び5歳児	長浜市立北保育園	500円	800円	長浜市立さくらんぼ保育園	長浜市立一麦保育園
保育所名	給食費の額																								
	3歳児	4歳児及び5歳児																							
長浜市立北保育園	500円（主食費） 4,500円（副食費）	800円（主食費） 4,500円（副食費）																							
長浜市立さくらんぼ保育園																									
長浜市立一麦保育園																									
保育所名	給食費の額																								
	3歳児	4歳児及び5歳児																							
長浜市立北保育園	500円	800円																							
長浜市立さくらんぼ保育園																									
長浜市立一麦保育園																									
<p>6 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち最年長の子どもの次に2人目の子ども 2,250円 (2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもの次に3人目以降の子ども 0円</p>			<p>6 前項に規定する保育所に入所している児童の保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</p>																						
<p>7 第5項に規定する保育所に入所している児童の保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</p>			<p>7 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、<u>長浜市認定こども園の管理運営に関する規則</u>（平成21年長浜市規則第16号）第6条の規定を準用する。</p>																						
<p>8 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、<u>長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則</u>（平成21年長浜市規則第16号）第6条の規定を準用する。</p>			<p>7 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、<u>長浜市認定こども園の管理運営に関する規則</u>（平成21年長浜市規則第16号）第6条の規定を準用する。</p>																						

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱の制定について

第1 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、令和元年10月1日より施行されることに伴い、副食費の市単独多子世帯負担軽減施策により第2子半額、第3子無償化を行う民間認可保育所及び認定こども園に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて規定するもの。

第2 要点

長浜市の多子世帯軽減施策による副食費の第2子半額、第3子無償化を行った民間認可保育所及び認定こども園に対し、減額分を補助するもの。（国による免除分は除く）

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯における経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進するため、副食費の減免を行う民間認可保育所及び認定こども園に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、民間認可保育所及び認定こども園（以下「民間園」という。）とは、国及び地方公共団体以外の者が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により滋賀県知事の認可を受けて設置する法第39条第1項及び第39条の2第1項に規定する教育・保育施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、民間園が行う次に掲げるものとする。ただし特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロ又はハの規定による者は対象者から除く。

- (1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と4,500円を比較し、いずれか低い方の額の2分の1の額を減額する事業
- (2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と4,500円を比較し、いずれか低い方の額を免除する事業

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条各号の減免額にそれぞれ対象となる児童の数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する市長が定める日は、事業実施前とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費減免事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 減免の対象となる児童の一覧表

(実績報告)

第6条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費減免事業実施報告書（様式第2号）

(2) 民間園が徴収した副食費の徴収簿の写し

（概算払）

第7条 市長は、民間園の運営上必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定による概算払をした補助金の精算は、当該年度に属する分に限り翌月以降分の概算払又は精算で調整できるものとする。

（書類の整備等）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費減免事業実施計画書

年 月 日

施設名 _____

月	副食費 (月額)	補助対象 児童数	補助対象額小計	備考
4月	円	人	円	
	円	人		
5月	円	人	円	
	円	人		
6月	円	人	円	
	円	人		
7月	円	人	円	
	円	人		
8月	円	人	円	
	円	人		
9月	円	人	円	
	円	人		
10月	円	人	円	
	円	人		
11月	円	人	円	
	円	人		
12月	円	人	円	
	円	人		
1月	円	人	円	
	円	人		
2月	円	人	円	
	円	人		
3月	円	人	円	
	円	人		
合計	—	人	円	—

様式第2号（第6条関係）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費減免事業実績報告書

年 月 日

施設名 _____

月	副食費 (月額)	補助対象 児童数	補助対象額小計	備考
4月	円	人	円	
	円	人		
5月	円	人	円	
	円	人		
6月	円	人	円	
	円	人		
7月	円	人	円	
	円	人		
8月	円	人	円	
	円	人		
9月	円	人	円	
	円	人		
10月	円	人	円	
	円	人		
11月	円	人	円	
	円	人		
12月	円	人	円	
	円	人		
1月	円	人	円	
	円	人		
2月	円	人	円	
	円	人		
3月	円	人	円	
	円	人		
合計	—	人	円	—

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

第1 改正理由

令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められたため、本要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

【改正内容】

「支給認定」の文言を「教育・保育給付認定」に改める。
長浜市保育料徴収規則の改正に伴い、別表第2を別表に改める。

第3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部を改正する告示
 長浜市保育ルーム事業実施要綱（平成29年告示第287号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、事業実施日が属する年度の初日の前日において満3歳未満の乳児・幼児で、その保護者において、長浜市保育の利用に関する規則（平成27年長浜市規則第36号）の規定に基づき保育事業の利用の申込みを行い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する教育・保育給付認定を長浜市から受け、現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育施設」という。）の利用が保留となっているもの（以下「対象児童」という。）とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 利用者負担階層区分は、長浜市保育料徴収規則（平成27年長浜市規則第37号）別表の各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分とする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、事業実施日が属する年度の初日の前日において満3歳未満の乳児・幼児で、その保護者において、長浜市保育の利用に関する規則（平成27年長浜市規則第36号）の規定に基づき保育事業の利用の申込みを行い、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する支給認定を長浜市から受け、現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育施設」という。）の利用が保留となっているもの（以下「対象児童」という。）とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 利用者負担階層区分は、長浜市保育料徴収規則（平成27年長浜市規則第37号）別表第2の各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分とする。</p>

新	旧																																																																																																						
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">長浜市保育ルーム事業利用申込書</p> <p>長浜市長 あて 年 月 日</p> <p>長浜市保育ルーム事業を利用したいので、長浜市保育ルーム事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、保育施設の利用が決定したとき、又は申込み内容に変更が生じたときは、速やかに利用終了又は利用変更の届出を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象児童</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>支給認定番号</td> </tr> <tr> <td>申込者 (保護者)</td> <td colspan="4">氏名</td> </tr> <tr> <td>利用希望 期間</td> <td colspan="4">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利用希望 時間</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>利用希望</td> <td>□する(毎週 / 特定週()) □しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象児童と同一世帯内の 他児童</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童の 健康状況</td> <td>病 気 等</td> <td>なし・あり(診断名・投薬等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>アレルギー</td> <td>なし・あり(診断名・投薬等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4">気にかかることなど</td> </tr> </table> <p>利用可能に係る養育及び利用者負担額の算定資料として、私及び配偶者その他世帯員に対する長浜市保育料の個人情報を市が利用すること及び関係自治体等に照会又は取付すること等を承諾します。また、市がその申請書に記載の内容及び利用料に関する情報を事業の実施に必要な範囲で使用することを承諾します。</p> <p>年 月 日 保護者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">受付印</p>	対象児童	氏名	性別	生年月日	支給認定番号	申込者 (保護者)	氏名				利用希望 期間	年 月 日 ～ 年 月 日				利用希望 時間	時 分	時 分	利用希望	□する(毎週 / 特定週()) □しない	対象児童と同一世帯内の 他児童	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	児童の 健康状況	病 気 等	なし・あり(診断名・投薬等)			アレルギー	なし・あり(診断名・投薬等)			その他	気にかかることなど				<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">長浜市保育ルーム事業利用申込書</p> <p>長浜市長 あて 年 月 日</p> <p>長浜市保育ルーム事業を利用したいので、長浜市保育ルーム事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、保育施設の利用が決定したとき、又は申込み内容に変更が生じたときは、速やかに利用終了又は利用変更の届出を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象児童</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>支給認定番号</td> </tr> <tr> <td>申込者 (保護者)</td> <td colspan="4">氏名</td> </tr> <tr> <td>利用希望 期間</td> <td colspan="4">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利用希望 時間</td> <td>時 分</td> <td>時 分</td> <td>利用希望</td> <td>□する(毎週 / 特定週()) □しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象児童と同一世帯内の 他児童</td> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> <td>連絡先(電話番号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童の 健康状況</td> <td>病 気 等</td> <td>なし・あり(診断名・投薬等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>アレルギー</td> <td>なし・あり(診断名・投薬等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4">気にかかることなど</td> </tr> </table> <p>利用可能に係る養育及び利用者負担額の算定資料として、私及び配偶者その他世帯員に対する長浜市保育料の個人情報を市が利用すること及び関係自治体等に照会又は取付すること等を承諾します。また、市がその申請書に記載の内容及び利用料に関する情報を事業の実施に必要な範囲で使用することを承諾します。</p> <p>年 月 日 保護者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">受付印</p>	対象児童	氏名	性別	生年月日	支給認定番号	申込者 (保護者)	氏名				利用希望 期間	年 月 日 ～ 年 月 日				利用希望 時間	時 分	時 分	利用希望	□する(毎週 / 特定週()) □しない	対象児童と同一世帯内の 他児童	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)	児童の 健康状況	病 気 等	なし・あり(診断名・投薬等)			アレルギー	なし・あり(診断名・投薬等)			その他	気にかかることなど			
対象児童	氏名	性別	生年月日	支給認定番号																																																																																																			
申込者 (保護者)	氏名																																																																																																						
利用希望 期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																						
利用希望 時間	時 分	時 分	利用希望	□する(毎週 / 特定週()) □しない																																																																																																			
対象児童と同一世帯内の 他児童	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
児童の 健康状況	病 気 等	なし・あり(診断名・投薬等)																																																																																																					
	アレルギー	なし・あり(診断名・投薬等)																																																																																																					
その他	気にかかることなど																																																																																																						
対象児童	氏名	性別	生年月日	支給認定番号																																																																																																			
申込者 (保護者)	氏名																																																																																																						
利用希望 期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																																						
利用希望 時間	時 分	時 分	利用希望	□する(毎週 / 特定週()) □しない																																																																																																			
対象児童と同一世帯内の 他児童	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
	氏名	性別	生年月日	連絡先(電話番号)																																																																																																			
児童の 健康状況	病 気 等	なし・あり(診断名・投薬等)																																																																																																					
	アレルギー	なし・あり(診断名・投薬等)																																																																																																					
その他	気にかかることなど																																																																																																						

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

件 名：長浜市木之本小学校及び杉野小学校の統合並びに木之本中学校及び杉野中学校の統合に係る制服等購入費補助金交付要綱の新規制定について

第１ 制定・改廃理由

統合される杉野小学校及び杉野中学校の児童生徒が使用している制服等が、統合先の木之本小学校及び木之本中学校の制服等と異なることに起因して、新たに制服等を購入する必要が生じる児童生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金交付要綱を制定するもの。

第２ 要点

(1) 補助対象者

統合する日の属する年の３月３１日に杉野小学校又は杉野中学校に在籍している児童生徒の保護者であって、統合先の木之本小学校又は木之本中学校の制服等が異なることに起因して新たに制服等を購入する者とする。

(2) 補助対象経費

■小学校分

補助対象経費		補助基準	補助限度数量	補助限度額
制服	制服上衣	全額	1	55,000円
	半ズボン又はスカート		1	
体操服	半袖トレシャツ	全額	2	
	セミハーフパンツ		2	
	長袖トレシャツ		1	
	トレズボン		1	
かばん	全額	1		

■中学校分

補助対象経費		補助基準	補助限度数量	補助限度額
体操服	半袖トレシャツ	全額	2	42,000円
	クォーターパンツ		2	
	長袖トレシャツ		1	
	トレタイツ		1	

(3) 補助金の交付申請等の委任

補助対象となる保護者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領等に関することを杉野小・中学校長に委任し、杉野小・中学校長が委任を受けた保護者に係る交付申請等をまとめて行うものとする。

第３ 施行期日等

この要綱は、告示の日（令和元年１０月２日）から施行する。

この要綱は、令和２年３月３１日限り、その効力を失効する。

長浜市木之本小学校及び杉野小学校の統合並びに木之本中学校及び杉野中学校の統合に係る制服等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立木之本小学校及び市立木之本中学校にそれぞれ市立杉野小学校及び市立杉野中学校が統合されること（以下「本件学校統合」という。）に伴い、学校の制服等及び体操服が統合元と統合先の学校において異なるため、新たに制服等及び体操服を購入する必要がある保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和2年3月31日時点で1年生から5年生の児童として市立杉野小学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は本件学校統合後の市立木之本小学校に引き続き在籍することとなるもの（以下「対象児童」という。）の保護者のうち、本件学校統合に伴い、市立杉野小学校の制服等及び体操服から市立木之本小学校の制服等及び体操服へ買い換えることとなるもの
- (2) 令和2年3月31日時点で1年生から2年生の生徒として市立杉野中学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は本件学校統合後の市立木之本中学校に引き続き在籍することとなるもの（以下「対象生徒」という。）の保護者のうち、本件学校統合に伴い、市立杉野中学校の体操服から市立木之本中学校の体操服へ買い換えることとなるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費、補助基準、補助限度数量及び補助限度額は、前条第1号に係るものを別表1、前条第2号に係るものを別表2に定めるものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第4条 第2条に規定する補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領（以下「交付申請等」という。）を対象児童又は対象生徒が在籍する市立杉野小学校又は市立杉野中学校の学校長に委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた学校長（以下「受任学校長」という。）は、委任を受けた保護者に係る交付申請等をまとめて行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 受任学校長は、制服等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 制服等購入費補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 制服等販売業者の見積書の写し

(補助金の交付)

第6条 市長は、概算払により補助金を交付するものとし、規則第7条の規定による通知を受けた受任学校長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求書の書類の審査等を行い、受任学校長に概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 受任学校長は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得たときを含む。)は、制服等購入費補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 制服等購入費補助事業実績明細書(様式第6号)

(2) 制服等販売業者の請求書、納品書及び領収書の写し

(補助金額の端数計算)

第8条 規則第20条の3第6項の規定により市長が別に定める交付金の額の端数金額の計算方法については、交付対象経費の合計額若しくは交付金の確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

(様式の特例)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、この要綱に定める様式に修正を加えて、これを使用することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

補助対象経費		補助基準	補助限度数量	補助限度額
制服	制服上衣	全額	1	55,000円
	半ズボン又はスカート		1	
体操服	半袖トレシャツ	全額	2	
	セミハーフパンツ		2	

	長袖トレシャツ		1	
	トレスボン		1	
かばん		全額	1	

(注) 補助限度数量及び補助限度額は、対象児童1人当たりの数量及び額とする。

別表2 (第3条関係)

	補助対象経費	補助基準	補助限度数量	補助限度額
体操服	半袖トレシャツ	全額	2	42,000円
	クォーターパンツ		2	
	長袖トレシャツ		1	
	トレタイツ		1	

(注) 補助限度数量及び補助限度額は、対象生徒1人当たりの数量及び額とする。